

要保護及び準要保護児童・生徒にかかる認定基準

長岡京市教育委員会

長岡京市就学援助規則第2条第2号及び第5条に規定する認定基準は、次のとおりとする。

1. 要保護児童生徒 認定基準

(1) 児童及び生徒の属する世帯が、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けていること。

2. 準要保護児童生徒 認定基準

(1) 児童及び生徒の属する世帯が、生活保護法第13条の規定に準ずる程度に困窮していると次により認められること。

① 次のアまたはイに該当すること。ただし、それを証することが出来ない場合は、ウ又はエに基づき教育長が認めた者。

ア. 申請者の世帯に属する者全員（ただし、22歳未満の学生を除く）の前年の収入認定額（ただし、1月1日から5月末日までの申請の場合は、前々年の収入認定額）が、生活保護基準額の1.3倍相当額以下であること。

- ・控除の対象は、住民税額・社会保険料・基礎控除額とする。
- ・生活保護基準額は、1級地-2のうち次のものとする。
- ・居宅（第1類）、居宅（第2類の基準額）、加算（母子・障害者）。

ただし、住宅扶助は府生活保護基準（通達）による。また、給食扶助は乙訓学校給食研究会の決定額を参考とする。

イ. 前年度または当該年度において生活保護法に基づく保護の停止または廃止の措置を受けた。

ウ. 民生委員の所見（ただし、申請者の世帯の経済的状況及び家庭環境から、特に就学援助が必要と認められる内容であること。）。

エ. 新型コロナウイルスの影響に伴う所得の減少等により就学が困難となった場合、上記『ア.』に規定する収入認定方法にかかわらず、個別に経済的状況等を審査し、認めた者。

この基準は、令和2年6月16日から適用する。